

## 五所川原市地域おこし協力隊「おさかなバイヤー」募集要項

### 1 募集背景

五所川原市の北西部に位置する市浦地域は、日本海や十三湖、津軽山地等の自然に恵まれ、市浦牛、ヤマトシジミなどの特産物や史跡、風光明媚な景色といった優れた地域資源を有する地域です。特に、汽水湖である十三湖産のヤマトシジミは、全国的にも有名で、シジミ漁は市浦地域の基幹産業にもなっています。また、同地域の脇元地区では、磯回り漁業が盛んに行われており、アワビを中心に、ウニ、マダコ、サザエ、ナマコなど様々な海産物が水揚げされています。

ヤマトシジミに関しては、十三漁業協同組合において、通常の出荷のほか、市の施設を利用したシジミの冷凍加工販売に取り組んでいますが、冷凍シジミについては、思うような販売量に繋がっていない状況にあります。

また、十三漁港（十三湊地区）を拠点とした海面漁業者が少数であることから、シジミ漁師がシジミ漁船を活用した一本釣り漁に取り組んでいますが、水揚げされた魚を高値で取引する体制が整っていないことから、海面漁業においては安定的な収入の確保に繋がっていない状況にあります。

同様に、脇元地区での磯回り漁業についても、様々な海産物が水揚げはされていますが、出荷体制が整っていないことから、主に自家消費に留まっています。

こうした状況から、市浦地域の漁師の所得向上を図り、人口減少が著しい市浦地域において、漁業を魅力的な生業とするため、以下のとおり地域おこし協力隊を募集します。

### 2 活動のテーマ

～水産業から市浦地域を盛り上げ隊！～

### 3 募集職種・人員

おさかなバイヤー 1名

### 4 活動

#### 【活動目標】

市浦地域の水産物のお荷体制の構築、販路開拓・拡大などを通じて、地元漁師の所得向上を図り、漁業を魅力的な生業にする。

#### 【活動内容】

- ①冷凍シジミの販路拡大
- ②一本釣り漁等で漁獲したヒラメ・タイなどの魚を、高級料理店へ高値で取引できるコネクションづくり
- ③十三地区、脇元地区それぞれで漁獲した魚貝類等を、インターネットや道の駅十三湖高原で販売する体制づくり
- ④十三漁港（十三湊地区）での朝市や大漁祭りなどのイベント企画

## 【求める人材】

- ①水産物の販路拡大に意欲のある方（ネット販売も含む）
- ②SNSによる情報発信やHPの改良ができる方
- ③地域内の賑わいを創出するイベントの企画・運営に興味のある方
- ④地域内外のイベントやコミュニティ活動への参加に意欲のある方

## 【受入担当部署】

農林水産課水産室

## 【主な活動場所】

十三漁業協同組合

## 5 募集対象

- (1) 総務省地域おこし協力隊員の地域要件に合致している方で、採用後、五所川原市に住民票を異動し、市浦地域に居住できる方
- (2) 年齢が令和4年4月1日現在で満20歳以上45歳以下の方（性別は問わない。）
- (3) 地域おこし協力隊としての活動終了後も五所川原市に定住する意思のある方
- (4) 普通自動車運転免許を有している方若しくは委嘱の日までに取得する見込みの方
- (5) パソコンの基本的操作（ワード、エクセル、インターネット等）ができる方
- (6) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方

## 6 勤務時間

原則として8時00分～17時00分（うち休憩1時間） 週5日（月曜日から金曜日）  
勤務 週実働40時間 ※休日出勤の場合は振替とする。

## 7 任用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※次年度の委嘱については、市と十三漁業協同組合（以下、「漁協」という。）、隊員とで協議の上決定するものとし、最長で委嘱の日から3年まで延長することができます。

## 8 雇用形態

- (1) 五所川原市地域おこし協力隊として市が委嘱し、市が委託する漁協と雇用契約を締結する。
- (2) 漁協の臨時職員として雇用します。

## 9 報酬

月額200,000円（左記金額に通勤手当分の加算があります。）

※このほか期末手当を漁業との雇用契約の規定により支給します。

※社会保険料等の本人負担分が差し引かれます。

※時間外手当、退職手当等の支給はありません。

## 10 待 遇

- (1) 社会保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に加入します。
- (2) 住居は市が市営住宅を用意します。家賃は自己負担となりますが、全額（上限5万円）を漁協が助成します（引越しに要する費用や光熱水費等は自己負担となります。）。
- (3) 協力隊員としての活動用の車両は漁協が借り上げることができます（要相談）。
- (4) 協力隊員としての活動用のパソコン、事務用品等は漁協が支給します。
- (5) その他活動に要する経費（消耗品費、燃料費、研修参加費等）については、予算の範囲内で漁協が支給します。
- (6) 協力隊員は、勤務時間外において、組合長の許可を受けて、五所川原市に定住するために地域協力活動に関連して行う営利活動又は他の営利活動（副業）を行うことができます。
- (7) 生活や通勤の移動手段として車は必要不可欠です。自家用車の持込みをお勧めします。

## 11 応募方法

- (1) 受付期間  
令和3年12月1日（水）から令和4年1月28日（金）まで
- (2) 提出書類
  - ①応募用紙
  - ②現住所の住民票の写し（原本、受付開始以降のもの）
  - ③自動車運転免許証の写し（両面）※応募に係る費用は応募者の負担となります。

## 12 選抜方法

- (1) 第1次選考 書類審査（令和4年2月上旬予定）  
資格要件、書類内容を審査し、書類選考結果を応募者全員に通知します。
- (2) 第2次選考 面接（令和4年2月下旬予定）  
第1次選考合格者を対象に、面接と併せて地域協力活動の体験プログラムを行う予定です。体験プログラム・面接の日程等の詳細は、市と対象者で協議の上決定します。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、オンラインによる面接のみとなる場合があります。
- (3) 隊員の決定  
第2次選考により候補者を決定します。

## 13 提出・問い合わせ先

〒037-0401 青森県五所川原市相内349番地1  
五所川原市経済部農林水産課水産室 三和  
TEL：0173-35-2111（内線4017）  
FAX：0173-62-2115  
E-mail：h-miwa@city.goshogawara.lg.jp